

バミューダの個人情報の保護に関する制度

個人情報の保護に関する制度の有無	包括的な法令として、以下の法令が存在する。 ■ 個人情報保護法 (PERSONAL INFORMATION PROTECTION ACT 2016) - URL : <a href="https://www.bermulalaws.bm/Laws/Consolidated%20Law/2016/Personal%20Information%20Protection%20Act%202016">https://www.bermulalaws.bm/Laws/Consolidated%20Law/2016/Personal%20Information%20Protection%20Act%202016</a> - 施行状況：2025年1月1日全面施行 - 対象機関：公的部門及び民間部門 - 対象情報：識別された又は識別可能な個人に関する情報											
個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報	EUの十分性認定 <sup>1</sup> ：なし APECのCBPRシステム <sup>2</sup> ：なし											
OECDプライバシーガイドライン8原則 <sup>3</sup> に対応する事業者の義務又は本人の権利	OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務又は本人の権利については、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="788 742 1720 930"> <tr> <td data-bbox="788 742 1189 790">(1) 収集制限の原則</td> <td data-bbox="1196 742 1720 790">上記法令に規定されている。</td> <td data-bbox="1727 742 1964 930" rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="788 794 1189 842">(2) データ内容の原則</td> <td data-bbox="1196 794 1720 842">上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="788 847 1189 895">(3) 目的明確化の原則</td> <td data-bbox="1196 847 1720 895">上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="788 900 1189 935">(4) 利用制限の原則</td> <td data-bbox="1196 900 1720 935">上記法令に規定されている。</td> </tr> </table>			(1) 収集制限の原則	上記法令に規定されている。		(2) データ内容の原則	上記法令に規定されている。	(3) 目的明確化の原則	上記法令に規定されている。	(4) 利用制限の原則	上記法令に規定されている。
(1) 収集制限の原則	上記法令に規定されている。											
(2) データ内容の原則	上記法令に規定されている。											
(3) 目的明確化の原則	上記法令に規定されている。											
(4) 利用制限の原則	上記法令に規定されている。											

<sup>1</sup> EUの十分性認定を取得した国又は地域は、個人情報保護委員会が我が国と同等の保護水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有する外国等として指定しているEU (EU加盟国及び欧州経済領域の一部であるアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン) の個人情報の保護に関する制度であるGDPR又はその前身のデータ保護指令に基づき、欧州委員会が十分なデータ保護の水準を有していると認められる旨の決定を行っている国又は地域であることから、概ね我が国と同等の個人情報の保護が期待できる。このような意味において、EUの十分性認定を取得した国又は地域であることは、「個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報」に該当する。

<sup>2</sup> APECのCBPRシステム参加の前提として、APECのプライバシーフレームワークに準拠した法令を有していること、及びCBPR認証を受けた事業者やアカウントビリティエージェントにおいて解決できない苦情・問題が生じた場合に執行機関が調査・是正する権限を有していること等が規定されていることから、我が国と同じくAPECのCBPRシステムに参加しているエコノミーにおいては、APECのプライバシーフレームワークに準拠した法令と当該法令を執行する執行機関を有していると考えられるため、個人情報の保護について概ね我が国と同等の保護が期待できる。このような意味において、我が国と同じくAPECのCBPRシステム参加エコノミーであることは、「個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報」に該当する。なお、APECのCBPRシステムの対象は、民間部門である。

<sup>3</sup> OECDプライバシーガイドライン8原則は、OECD加盟国はもとより国際的な個人情報保護への取組において参照される基本原則としての役割を果たし、各国が個人情報保護制度を整備するにあたっては、事実上の世界標準として用いられている。

	(5) 安全保護の原則	上記法令に規定されている。	
	(6) 公開の原則	上記法令に規定されている。	
	(7) 個人参加の原則	上記法令に規定されている。	
	(8) 責任の原則	上記法令に規定されている。	
その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの なし</li> <li>■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの 上記法令では、政府機関及び当局による、国家安全保障や特定の規則、犯罪の防止や発見などを目的とする、組織が保有する個人情報へのアクセスが許可されている。</li> </ul>		

(2026年2月24日時点)

---